時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千百十七號
明治廿一年十一月廿三日金曜日(戊、戌)
舊戊子十月二十日
日出午前六時二十六分 日入午後四時二十六分
月出午後八時十分 月入午前九時五十九分
滿潮午前七時四十九分 午後八時六分
(西暦一千八百八十八年)

特別配達の廣告

時事新報は年中一日も休刊なき一種特別の新聞紙にして爲めに社會に鴻益あるは今更いふまでもなき事なれども無休刊の利益は重に時事新報の購讀者に限り他に及ぶ事少きは甚だ遺憾の次第なれば一歩を進め他の諸新聞紙の購讀者にても時事新報の購讀者と同様其利益を受けしむるの工風ありたしと江湖の勸告毎々弊社に達するが故に今回弊社に於ては右勸告の旨に從ひ一種配達の新法を設け他の新聞紙の購讀者にして休刊日(即ち月曜日、大祭日の翌日、十二月三十三十一兩日、一月一日より三日迄)に限り時事新報を購讀せんとする諸君の需めに應じ夫々遞送配達を約束し代價は一箇月の前金僅かに八錢づゝにて來る十二月一日より實行致候此段廣告致候也

但郵送に係る分は新報一葉に付一錢の郵稅を申受くべし

時事新報

時事新報

在外公館の數

公使領事を條約各國に派遣して國交際を圓滑にし通商貿易を便ならしむるは洵に緊要なる事なれども凡そ國の政務は國の貧富の度に隨て伸縮せざる可らざるものにして其趣は恰も一己私人の家事に異なることなかる可し今夫れ貧人にして漫然富者の事を學び內に衣食の奢を極め外に交際の豪を張る者あらんには少しく思慮ある人は之を視て其愚を笑ふことあらん然らば則ち日本國にして漫然英國を學び其國交際に消費する金額正に英政府の所費に等しと云はんには世界識者の笑を招く可きこと亦明白なるべし明治廿一年度の歳計豫算表を視るに在外公館の支出額は六十五萬九千八百餘圓とありて公館の數は公使領事の兩館を合計して凡そ三十箇所ありと云ふ扨此支出額は今の日本に取りて多き歟、將た寡き歟貧富の度に適するや否やと問ふに我輩は之に答へて其額多からず正に適度なりと云ふを得ざる者なり內治外交に付き文明の政略は大切なりと雖も何分にも今の政費は今の民度に不釣合にして早晩その節減法を講ずるの日ある可ければ右の公館費の如きは今より其法を講じて之を實施するも事に大なる差支はなかる可し例へば從來は英國倫敦、佛國巴里、伊國羅馬、和蘭海牙、獨逸伯林、墺國維也納、露國彼得堡、米國華盛頓、淸國北京、朝鮮國京城の十箇所に公使館を置きたれども之を半減にして英國倫敦、佛國巴里(或は獨逸伯林)米國華盛頓、露國彼得堡、淸國北京の五箇所と爲し在任の公使をして其近隣なる條約國の公使を兼務せしむると支那の遣外公使の如くならしめたらば其國交際上に於て著しき不都合を生ず可き歟我輩の左まで心配せざる所なり交際に不都合なくして費用を減ず可しとあれば今の時節柄に於て之を斷行するは智者の事なりと云はざるを得ず

蓋し外交政略は國家の安危に關すること大なる事にして然かも虛實相半する性質のものなれば一概に錢の計算のみに依賴して損益を勘定す可らず事柄と場合とに據れば六七十萬圓の費用は固より惜むに足らず千百萬金をも棄つ可きなれども之を棄てゝ確に報酬の目的なきものは一錢たりとも節減の要を忘る可らず今日政府に於て外交政略の目的は何れの邊に在る歟、固より機密に係る事にして知る可き樣なしと雖も例の條約改正の如きは最も重大なる事柄なれば今の在外公館の數を減じて費用を節するに就ても最も勢力ある反對論は條約改正の點より來ることならんなれども我輩の見る所を以てすれば假令へ公使の數を半減にするも其撰任に更に一層の注意を加へて適當の人才をさへ得るに於ては事務の功績は從前に劣ることなきのみならず却て其人の活動を逞ふせしむるに足る可しと信ずるものなり如何となれば外交は頗る穎敏なる事務にして其成敗は人數の多少に在らずして人才の當否に由る可ければなり否な、時としては人の多きが爲めに却て方略の齟齬することさへある可ければなり斯く云へばとて我輩は現在の在外公使領事等を評して其任に當らずとするに非ず況んや其人の誰れ彼れを是非するが如き愼んで自から禁ずる所なれども文明日新の世に分業法の行はるゝこと果して利あれば外交の事も亦其法に由らざるを得ず竊に諸外國の慣行を視るに外交の事務は近來一種專門の風を成して其人を撰ぶこと甚だ容易ならざるが如し萬國公法をも修めず交際學をも知らず又任地の國語にも通ぜざる者が一朝にして任せられたるが如きは曾て聞かざる所なり例へば英國の遣外公使の如き大抵者その始めは公使館付の書記にして漸次に昇進したる者なれば其專門の交際學に明なるのみならず多年の實地經驗に由り內外萬事に通達して不都合少なしと云ふ左れば我日本國に於ても自今公使領事等を命ずるには適當の人才を撰び精撰の上にも精撰して若しも其人を得ざるときは寧ろ其任處の位を空ふするも苦しからずと覺悟すると同時に在外の公使には都て兼任を命ずるときは人員の少なき割合に其才智は高きを致し事務に停滯齟齬の患なくして費用は則ち節減するを得べし一舉兩全の策として我輩の速に其實施を祈る所のものなり

官報

○內務省告示第十五號

大坂府下東區唐物町四丁目十二番地岡本仙助發行ノ(へ寓意放言)突天漢ト題スル出版物ハ治安ニ妨害アルモノト認メ發賣頒布ヲ禁止ス

明治廿一年十一月廿二日　內務大臣伯爵山縣有朋

○遞信省告示第百九十一號

左ノ電信局ヲ置キ德山ハ來十二月一日川越ハ同五日倉吉ハ同十六日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム

明治廿一年十一月廿二日　遞信大臣子爵榎本武揚

位置	等級	名稱
周防國都濃郡德山町	二等	德山電信局
武藏國入間郡川越町	二等	川越電信局
伯耆國久米郡倉吉町	二等	倉吉電信局

○在留禁止　朝鮮國釜山港居留長崎縣平民藤原岩次郎外三名は其行爲該地方の安寧を妨害するに至るべき者と認定するに因り明治十六年第九號布告淸國及朝鮮國在留日本人取締規則に照し各頭書の通り在留を禁止しさる旨本月八日附を以て同港駐在領事室田義文より具申せり

長崎縣對馬國下縣郡田淵町二百二十番地平民
廿一年十一月七日ヨリ三年間　藤原岩次郎　四十年一月

同縣同國上縣郡吉田村二十五番地平民
同三年間　中村福治郎　五十四年一月

同縣同國下縣郡國分町百十四番地平民
同二年間　藤森彥作　三十二年二月

同縣同國同郡今屋敷町十番戶士族
同二年間　扇親喜　三十三年九月

雜報

○故グラント將軍の未亡人　有名なる故米國陸軍大將グラント氏の未亡人は此程十六萬三千弗を費してニューヨーク府ウエストエンド街にある宏壯美麗の邸宅を購求し令息二人及び嫁と共に同邸に住居する筈なるよしなるが未亡人は目下喘息病にて頗る困難し居ると云へり

○其妻一千五百人　亞非利加ユーガンダのモナンガ王は凡千萬人の土人を支配し雄威四隣に輝ける暴戾殘忍の王にして其妻一千五百人を有し毎日其內五人宛を殺して遊興となす由聞くも身の毛の悚つ次第と云ふ可し又モナンガは中央亞非利加にて最大なる奴隸賣買を營み年々十五萬人の奴隸を賣出し是等の奴隸はサンバル海岸よりペルシャ灣及ユーフレーツ河を經てアビヤに上陸し夫より亞細亞土耳其に送られ土耳其の酋長等は奴隸一人に十フランクの手數料を取りて之を諸方に賣捌く由なるが途中にて病に罹り死する者多く時としては蠢爾たる一團の奴隸荷物、殘りなく病に斃るゝこともありて最と憐れなる有樣なりと云ふ

○東洋藍會社　大坂西區北堀江通五丁目十一番屋敷齋藤德三郎氏外五名は今度資本金一萬圓を以て同番地へ東洋藍會社を設置し廣く藍類の販賣を爲さんとて此程既に大坂府廳に出願したるよし

○眼質檢査試驗　過日來神田區內の各公立小學生徒の眼質檢査試驗を執行せしに錦華、千櫻、神田、小川の四小學校にて其受驗者は男女總員八百四十八人にして其內正視眼五百八十二人近視眼二百二十八人遠視眼三十八人結膜諸病百二十九人ありしと云ふ

○大坂競賣會社　は此程設立の許可を得しを以て去る十五日發起人秋月正十郎氏外八名は集會して明年一月よりいよいよ開業することに議決したる由なるが資金二萬圓(一株十圓即ち二千株)は發起人九名にて受持ち諸官衙の拂下品裁判所の公賣物等を引請けて販賣する目的なりといふ

○監護の合格者　海軍大學校にて此程監護補員を募集せし處志願者二十餘名の內八名は試驗に合格して昨二十一日夫々拜命せりと

○入津料輕減請願の要旨　大坂府下の安治、木津、尻無三川口にて取立つる船舶入津料輕減の請願に關しては此程の本紙上にも記載する所ありしが今其後報に據るに右請願人は大坂商船會社を始として德山の共榮社、共同組、宇和嶋運輸會社、山本組、阿波國撫濟店、高知組、德嶋共立汽船會社等の各船主にして出願の大意は明治十年度建野大坂府知事が從來地方稅目中に加はりし川浚疏費を除き同時に甲第廿二號を以て右三川口の入津料を增加し汽船一噸に付き四錢七厘六毛なりしものを增して六錢三厘とし以て浚疏の費に充つる事に定めた

るが故に各
ざるものあ
願したるもの
今や各汽船
益從つて運
ざるに會せ
庫に汽船稅
納め居る次
すべきも共
りされど是
問するとき
のなれば過
料の高價
とて決して
んど之れあ
坂府繁昌の
ち入津料增
るゝを避け
去れば今日
あるべから
までの入津
添へ以て出
して復た開
ふ筈は開く
ば更に之れ
より測量
て同縣土木
○若松港浚
のみならず
といふ

○無線純精
最も必要の
氣を含める
天の際幾分
のなれば書
り然るに今
便製造法を
なりと同氏
驗と功績あ

○看護婦の
は此の程同
千里子が生
驗を執行せ
し

○解剖學
證名稱○
體溫を平
注意、小兒
や○英學

○神戸水道
び再度山渓
ゐは工事に
改修しセメ
ば各家より
ゆゑ衛生上
すると同時に